

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 豊後高田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.8	%
全職員	60.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	101.1	%
本庁課長補佐相当職	94.5	%
本庁係長相当職	93.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	88.8	%
31～35年	87.8	%
26～30年	93.8	%
21～25年	92.3	%
16～20年	89.6	%
11～15年	101.1	%
6～10年	98.3	%
1～5年	88.5	%

【説明欄】

・「全職員」の男女の給与の差異が大きくなっている要因として、任期に定めのない常勤職員以外の職員の割合において、男性の会計年度任用職員が約3割なのに対し、女性の会計年度任用職員数が女性職員の約7割を占めているため、給与の差異にも表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。